

入院特別療養費制度のご説明

平成14年4月1日の診療報酬改定により、同じ病気で病院や診療所に入院している期間が180日を超える患者様の支払う医療費の計算方法が変更されました。これまでの一部負担金に加えて、入院に関する費用（入院基本料等）の一部を自己負担していただくことになりました。

●180日を超える入院期間

この180日を超える入院期間には、当院における入院期間だけでなく、他の病院や診療所等に入院されていた期間も含まれます。ただし、医療機関を退院した後、①別の病気で入院した場合、②退院して3ヶ月以上入院しなかった場合、③介護老人福祉施設や介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に3ヶ月以上入所（入院）していた場合、④以前の病気が治癒した場合などは、以前の入院期間は加算されません。

●180日を超えて入院している場合で、対象とならない患者様

180日を超えて入院している患者様でも、対象とならない入院基本料を算定している場合や、重症等により厚生労働大臣の定める疾患や状態の場合は、一定の期間、入院特定療養費制度の対象になりません。

●医療機関の義務・患者様の義務（入院期間の確認）

患者様の過去の入院歴によって、入院特定療養制度における自己負担の発生日が変わってしまいます。そのため、医療機関は患者様の過去3ヶ月の入院歴を確認する義務が課せられました。また、同時に、患者様が入院する時には、自身の入院歴を正確に申告する義務が課せられました。以前に入院した医療機関から「退院証明書」が発行されている場合は、入院した医療機関の窓口に必ず提出して下さい。

患者様が正確な入院歴を申告されなかった場合、そのことによって医療機関に損失（入院特定療養費に係る特別の料金分）が発生した場合は、さかのぼって医療機関から患者様に損失費用の徴収をさせていただく場合があります。

患者様のお支払いになる特別の料金は、医療保険（保険者）から医療機関に支払われる金額から差し引かれますので、医療機関の収入増となるものではありません。ご了承下さい。

その他ご不明な点は、お尋ね下さい。